

平成15年5月9日
近畿財務局

(有) 雅 (貸金業登録業者) の登録取消しについて

(有) 雅については、貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第4号(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律第5条第2項(高金利の処罰)に違反し、貸金業の規制等に関する法律第36条第9号に該当し情状が特に重い)の規定に該当する事実が認められたので、平成15年5月7日、貸金業者の登録を取消した。

(参考)

(有) 雅 の 概 要

みやび

1. 商 号 有限会社 雅

なかがわ まさひろ

2. 代 表 者 中 川 雅 博

3. 営業所等の所在地

本 店：兵庫県西宮市分銅町1番16-901号

営業所：大阪府大阪市福島区玉川2-8-4 阪神玉川オフィスビル6F

4. 登 録 番 号 近畿財務局長(1)第00731号

5. 登録年月日 平成12年7月31日

6. 事業の概要 消費者金融、事業者向け金融業者

連絡・問い合わせ先

近畿財務局 理財部 金融監督第3課 栗山、下俵 06-6949-6371
--